算式

（A － 1）× α ＋ 1

算式の符号

［略］

α　「小学校費」にあつては 0.162、「中学校費」にあつては 0.163

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A ×｛（C － 1）× 0.104 ＋ D｝＋｛（B × 1.19）× D｝］／（A ＋ B）

（C － 1）× 0.104 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A ×｛（C － 1）× 0.104 ＋ D｝、（B × 1.19）又は｛（B × 1.19）× D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［削る］

算式

（A － 1）× α ＋ 1

算式の符号

［同左］

α　「小学校費」にあつては 0.160、「中学校費」にあつては 0.160

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A ×｛（C － 1）× 0.102 ＋ D｝＋｛（B × 1.17）× D｝］／（A ＋ B）

（C － 1）× 0.102 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A ×｛（C － 1）× 0.102 ＋ D｝、（B × 1.17）又は｛（B × 1.17）× D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

3　都道府県の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

0.9948 ＋ 0.0052 ×［0.5 ×｛（A ＋ B）＋ 1｝＋ 0.5 × C］

（A ＋ B）＋ 1 が 2.000 を超えるときは 2.000 とし、0.000 に満たないときは 0.000 とし、算式の符号 B の算式の符号 a が 98.0 以上のときは、（A ＋ B）＋ 1 が 1.000 に満たないときであつても、（A ＋ B）＋ 1 は 1.000 とする。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 を超えるときは 1.000 とする。）

算式

［a －｛（b ＋ c ＋ d）／ 3｝］× 0.5

（b ＋ c ＋ d）／ 3 に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　前々年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（「地方財政状況調査表（都道府県分）」の第 6 表「道府県税の徴収実績」の表側「1.法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数から同表の表側「1.法定普通税」、表頭「収入済額　Gのうち標準税率超過収入済額」欄の数を控除した数をいう。）と軽油引取税収入済額（同表の表側「3.軽油引取税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額から道府県民税利子割収入済額（同表の表側「(オ)利子割」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）、地方消費税収入済額（同表の表側「(3)地方消費税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）、道府県たばこ税収入済額（同表の表側「(5)道府県たばこ税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）、自動車取得税収入済額（同表の表側「(7)自動車取得税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）及び固定資産税収入済額（同表の表側「(11)固定資産税（特例）」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を控除した額（以下この項において「収入済